

医療法人社団木野記念会グループホームつどい 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団木野記念会が設置するグループホームつどい（以下「当事業所」という。）において実施する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者（以下「介護従業者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護（要支援）状態の利用者に対して、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自宅での自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自宅での自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名称 ： グループホームつどい
- （2） 所在地 ： 静岡県磐田市一色 25-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 ： 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されるサービスの実施に関し、従業者に対し順守させるべき事項において指揮命令を行う。
- （2） 計画作成担当者： 2名（共同生活住居ごとに1名。介護従事者等他の職務と兼務する。）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるようサービス計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従事者 : 10名以上（共同生活住居ごとに常勤換算で5名以上）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

利用者の日中の活動時間を6:30～21:30とし、その時間帯において共同生活住居ごとに3名以上を配置する。また、深夜及び夜間の時間帯について1名以上を配置する。

（事業所の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳：1ユニット 9名、2ユニット 9名

（サービスの内容）

第6条 事業所で行うサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話、支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談援助

（サービス計画の作成）

第7条 計画作成担当者は、サービス提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動の参加の機会の確保等、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したサービス計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者又はその家族に対して、その内容について説明し、同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画書を利用者に交付する。
- 4 サービス計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者がサービス計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、法令に定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、南向き部屋が月額60,000円とし、北向き部屋が57,000円とする。
- 3 敷金については、入居時に100,000円を預かる。

なお、敷金については、利用者の故意・過失等通常の使用をこえるような使用による毀損・損耗があった場合の復旧費用、退去時のハウスクリーニング費用等を差し引いて、退去時に残額を返還する。

また、未払い家賃等がある場合には、敷金から差し引いて家賃等に充当することがある。

- 4 食事の提供に要する費用については、日額1,630円とする。
- 5 光熱水費については、日額530円とする。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる物の実費相当分を徴収する。
- 7 前6項の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について個別

に区分して記載した領収書を交付する。

- 8 サービスの提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明をした上で、利用者に同意を得ることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

- 第9条 サービスの対象者は、要介護（要支援）者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むのに支障が無い者とする。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮した援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について随時確認を行うものとする。
- 2 事業所の従業者等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、入居者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見、再発防止を徹底するため、下記の通り取り組むこととする。
- 2 身体拘束適正化・虐待防止委員会を設置し、指針を整備、3月に1回以上委員会を開催し、職員に周知する。
 - 3 年2回以上身体拘束及び虐待防止のための研修を開催する。
 - 4 各措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に取りかわす。
 - 4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団木野記念会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 4年11月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 5年11月1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 7年 6月1日から施行する。